



労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！	2
事前準備の流れを確認しましょう！	4
さあ、事前準備をはじめましょう！	6
実際に申請してみましょう！	15



電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手續が可能です。



カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。



ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

マイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます！

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、電子署名(*)に必要な電子証明書を取得します。



4ページから
スタート！

電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。



詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



15ページでご紹介



電子政府の総合窓口「e-Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。
電子申請の総合窓口でもあり、このサイトの「e-Gov 電子申請システム」から、
24 時間 365 日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。

The screenshot shows the homepage of the e-Gov website. At the top, there's a navigation bar with links for Help, Contact, Site Map, and English. Below that is a search bar. The main content area has three main sections: 'Application/Submission' (with a sub-section for e-Gov electronic application), 'Law' (with a sub-section for e-Gov law search), and 'Public Comment' (with a sub-section for e-Gov public comment). Each section contains some descriptive text and small images.

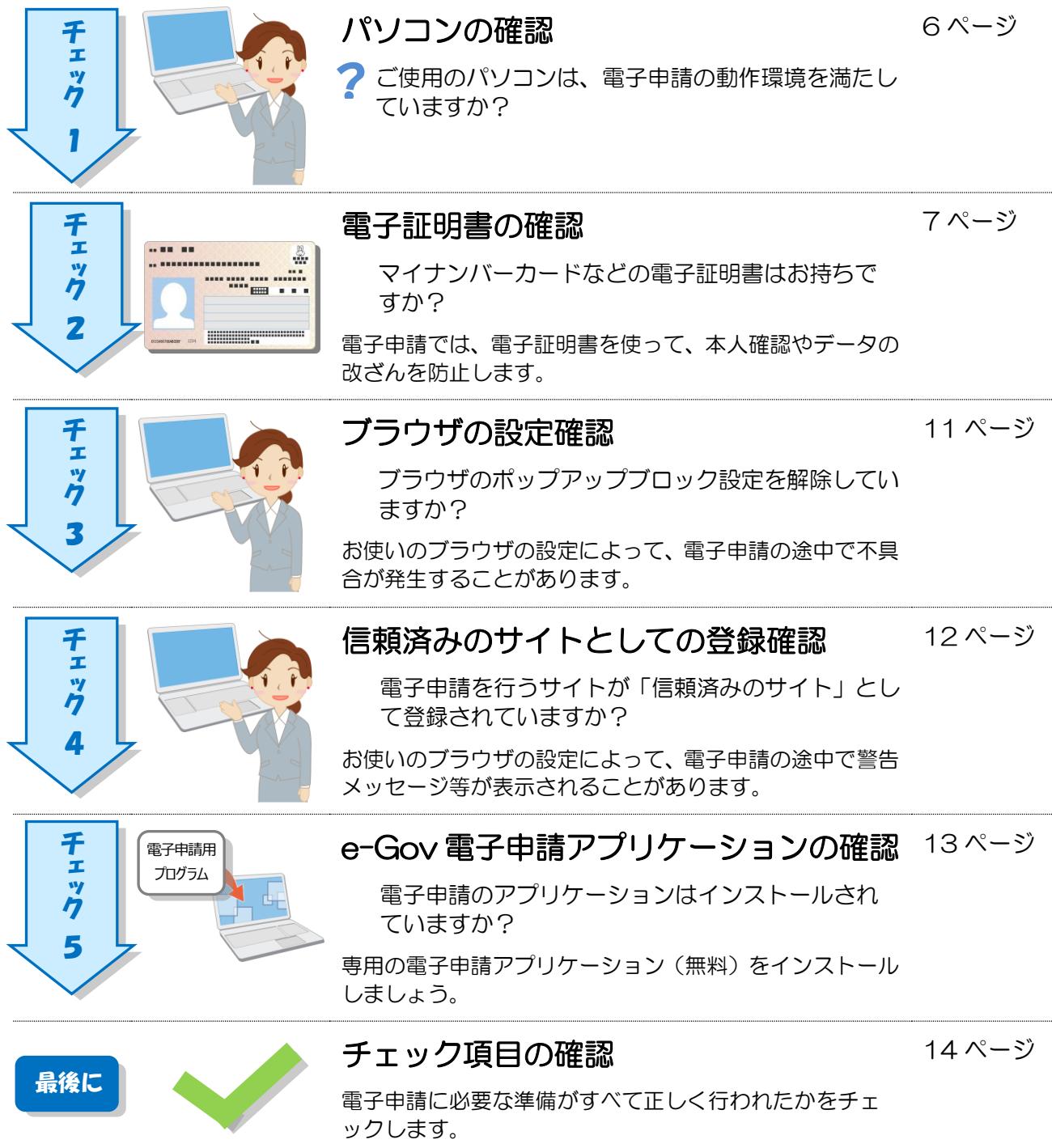
出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

* 電子署名とは

電子申請が正しく本人から行われ、また改ざんされていないことを証明する仕組みです。

事前準備の流れを確認しましょう！

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。



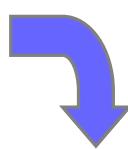
**事前準備のチェックは、「e-Gov 電子申請システム」の
画面に沿って進めればOK！**

「e-Gov 電子申請システム」トップページへアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。

■e-Gov トップページ画面



「e-Gov 電子申請」
をクリック！



■電子申請システムトップページ画面



「利用準備」
をクリック！

■利用準備の画面

事前準備で確認する項目がチェックリスト形式で掲載されていますので、順番にクリアしていくけば、事前準備が完了！

The screenshot displays the 'e-Gov電子申請システムの利用準備をする' (Prepare for the e-Gov Electronic Application System) page. It contains four main sections:

- チェック項目**: A list of items to check:
 - ご利用にあたっての注意事項
 - 入力可能な文字について
 - ファイル名に使用できる文字について
 - 提出時の注意事項
 - 電子申請システム動作確認環境
 - 動作確認時のお困りごと
- チェック1 パソコンの確認**: A section with a green checkmark icon and a note: "ご自分の環境が以下の項目を満たしているか、各項目をご確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。". It includes a table with '検定結果' (Check result) and '検出されたOS' (Detected OS). One entry shows 'OK' with 'Windows 10'.
- チェック2 電子証明書の確認**: A section with a green checkmark icon and a note: "すべてのチェックボックスにチェックが入った場合、動作確認環境が構成可能になります。". It has a checkbox for '電子証明書を取得している' (Has obtained a digital certificate).
- チェック3 ブラウザの設定確認**: A section with a green checkmark icon and a note: "e-Gov電子申請システム動作確認環境". It has a checkbox for 'ポップアップブロックを解除している' (Has disabled pop-up blocking).
- チェック4 信頼済みのサイトとしての登録確認**: A section with a green checkmark icon and a note: "e-Gov電子申請システム動作確認環境". It has a checkbox for '登録確認用のURLを登録している' (Has registered the URL for registration confirmation).

画面のチェック項目
に従って確認し、
チェックボックスに
チェックを入れる！

すべてのチェックボックス
にチェックが入ると、
電子申請が可能に！

出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

さあ、事前準備をはじめましょう！

「e-Gov 電子申請システム」の利用準備の画面に掲載されているチェック項目にしたがって、事前準備を進めましょう。

□ チェック 1 パソコンの確認

□ チェック 1 パソコンの確認

判定結果	検出されたOS
	お使いの環境は、そのままで、電子申請システムの設定ができます。 Windows 10 e-Gov電子申請システム動作確認環境 ※本環境は「Windows Server 2012 R2」などのサーバ系のOSは いずれも動作対象外となります。詳しくは こちら をご確認ください。

「○」(OK) の場合は、チェックボックスにチェックを入れ、「チェック 2」へお進みください！

ここをクリック！

「×」(NG) の場合は、推奨の日本語 OS や PC 環境にアップグレードしてください。

e-Gov 電子政府の総合窓口

ヘルプ お問い合わせ サイトマップ English

ホーム > e-Govヘルプ > e-Gov電子申請システムご利用ガイド > e-Gov電子申請システムご利用の流れ > e-Gov電子申請システムの利用準備をする > 利用環境の確認・準備 > e-Gov電子申請システム動作確認環境

e-Gov電子申請システム動作確認環境

パソコンに必要な条件

e-Gov電子申請システムをご利用いただくには、インターネットが接続可能な環境と次のいずれかの日本語OSをインストールしたパソコンが必要です。

Windows 10 (32bit, 64bit)
Windows 8.1
Windows 7

1. CPU	1GHz以上
2. 搭載メモリ	2GB以上
3. ブラウザ	InternetExplorer11 Edge 41以上 Firefox 59以上 Chrome 66以上

Windows 8.1 (32bit, 64bit) (「デスクトップモード」で起動した場合に限ります)

1. CPU	1GHz以上
2. 搭載メモリ	2GB以上
3. ブラウザ	InternetExplorer11 Firefox 59以上 Chrome 66以上

「e-Gov 電子申請システム動作確認環境」画面で、推奨環境を確認してください。



詳しくは、上記の「e-Gov 電子申請システム動作確認環境」画面をご参照ください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)



チェック2 電子証明書の確認

次に、「チェック2 電子証明書の確認」を表示します。

□ チェック2 電子証明書の確認

電子証明書を取得している
(電子証明書を必要としない手続しか利用しない場合でもチェックを入れてください。)

[詳細情報を開く](#)

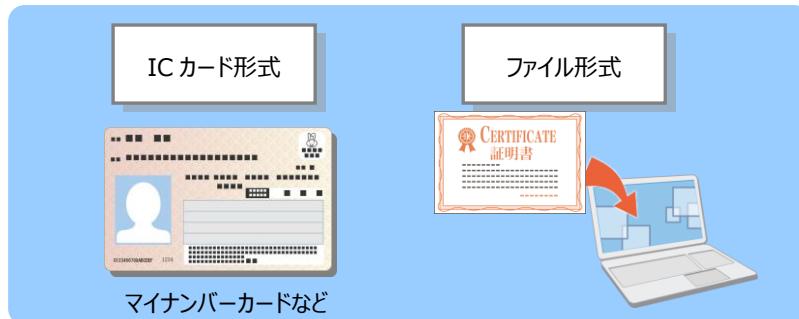
電子証明書を取得済みの方は、チェックボックスにチェックを入れ、「チェック3」へお進みください！

電子証明書を取得していない方は、取得の手続を進めましょう。

電子証明書って？

電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書となります。電子証明書は、公的個人認証制度におけるICカード（マイナンバーカードなど）に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。



住基カードをお持ちの方は

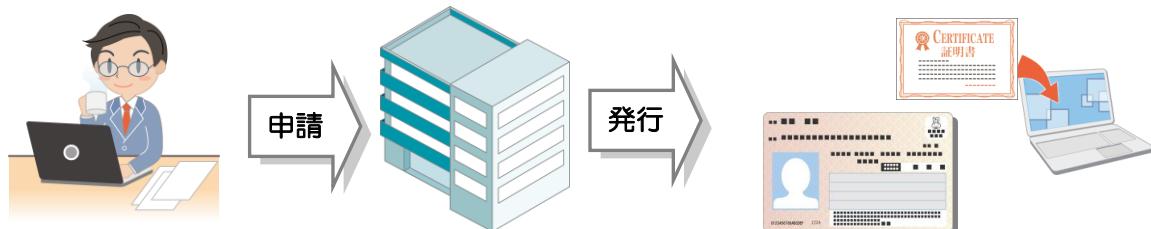
「署名用の電子証明書」が付与された住基カードをお持ちの方は、証明書の有効期間内に限り、電子証明書として電子申請に使用できます。なお、新たに申請する場合はマイナンバーカードのみの交付となります。

電子証明書を取得するには？

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象（個人・法人）が限られたり、対応可能手続が異なる場合もあります。詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

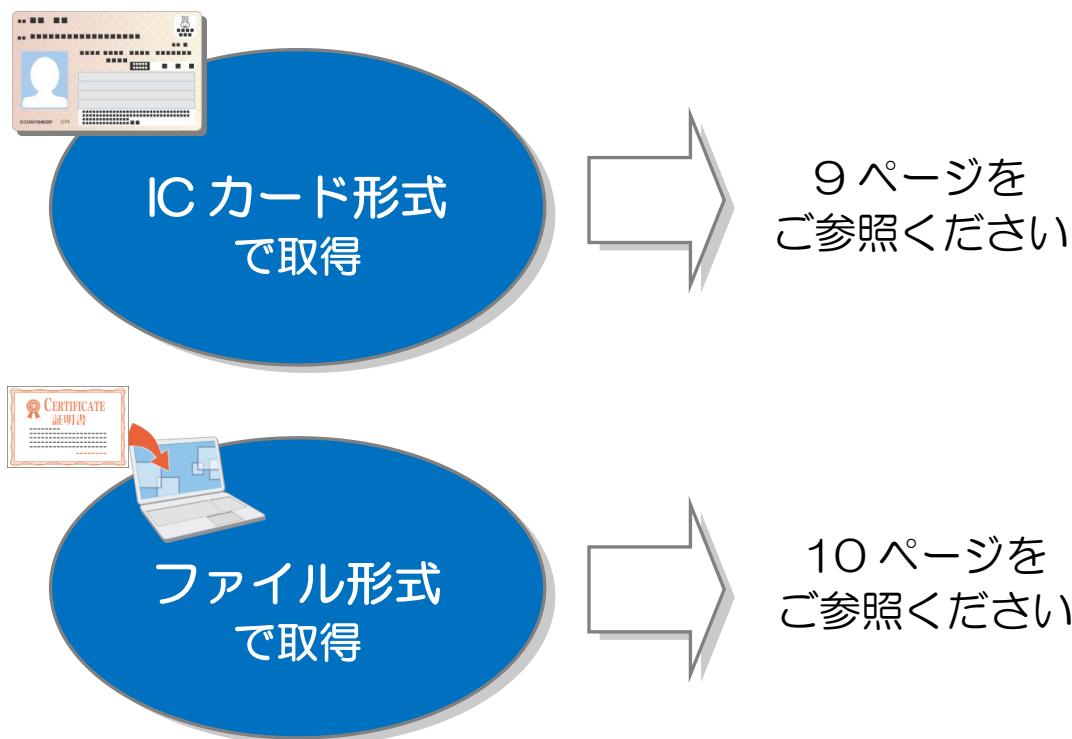


電子証明書を取得しましょう！

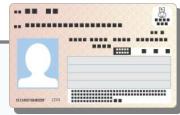
電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の 2 種類あります。

以降で、それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例で説明します。



IC カード形式 で取得する場合 ～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～



1 マイナンバーカードを申請しましょう。

交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼付して郵送します。

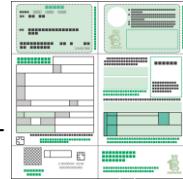
デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンで交付申請用の WEB サイトにアクセスし、インターネット経由で申請することもできます。



詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



電子申請には、マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不要」とする欄は空欄のまま送付してください。



2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら、交付窓口で暗証番号などを設定し、マイナンバーカードを受け取ります。



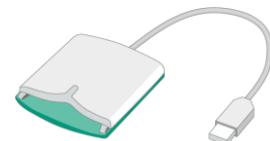
- 受取時には、交付通知書（はがき）、「通知カード」、免許証やパスポートなど身分証明となるものが必要です。
- 発行手数料は不要です。



3 ICカードリーダライタを準備しましょう。

IC カードリーダライタを用意します。

IC カードリーダライタは、IC カードの情報を読み取る装置です。
家電量販店やインターネット販売で購入できます。



詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダライタのご用意」ページを参照してください。
http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

マイナンバーカードを使うと、電子証明書取得の手数料がかかりません！

平成 28 年から交付される「マイナンバーカード」には、電子証明書が標準で搭載されますので、無料で電子証明書を取得できます。

※ 「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することができます。

詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

ファイル形式で取得する場合 ～商業登記に基づく電子認証を活用～



1 電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしましょう。

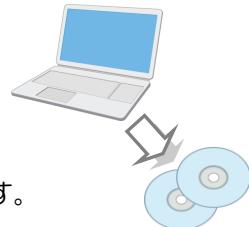
専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省のホームページからダウンロードし、パソコンにインストールします。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html



2 電子証明書発行に必要なファイルを作成しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で、電子証明書の発行申請に必要な「鍵ペアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。

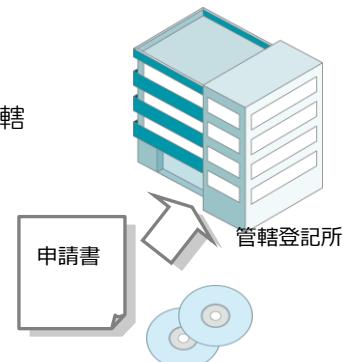


「証明書発行申請ファイル」は、CD、DVD、またはUSBメモリに格納しておきましょう。

3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社・法人の本店・主たる事務所の所在地を管轄する登記所）に、以下のものを提出します。

- ・電子証明書発行申請書
- ・証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）
- ・法務局印鑑カード



4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って、インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。



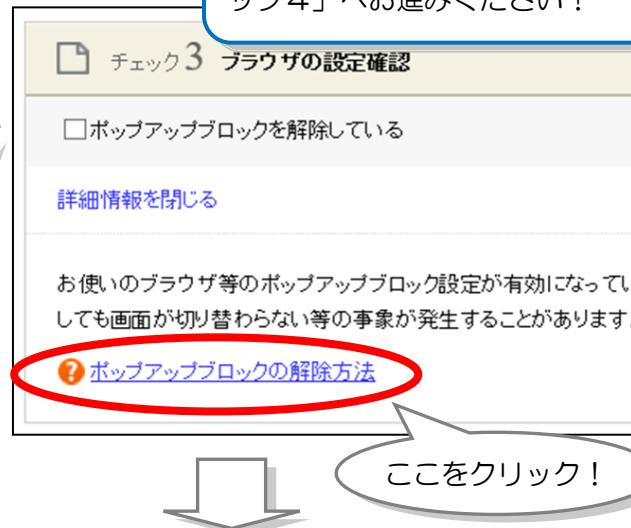
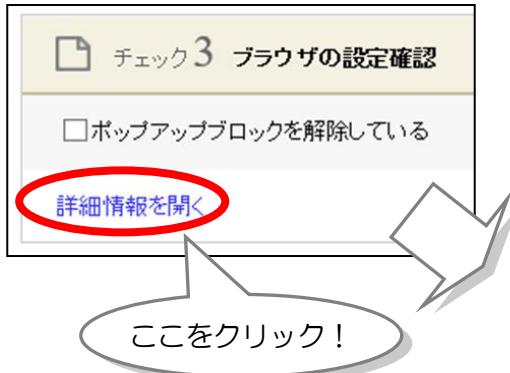
上記手順の詳細は、法務省のホームページをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html

「電子証明書取得のご案内」（法務省）(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html) をもとに作成

□ チェック3 ブラウザの設定確認

次に、「チェック3 ブラウザの設定確認」を表示します。「詳細情報を開く」のリンクをクリックして、ブラウザの設定を確認してください。



e-Gov 電子政府の総合窓口

ホーム > e-Govヘルプ > e-Gov電子申請システムご利用ガイド > e-Gov電子申請システムご利用の流れ > e-Gov電子申請システムの利用準備をする > 利用環境の確認・準備 > ポップアップブロックを解除する

ポップアップブロックを解除する

お使いのブラウザ等のポップアップブロック設定が有効になっている場合、e-Gov電子申請システムの申請ボタン等を押下しても画面が切り替わらない等の事象が発生することがあります。

● Internet Explorerをご使用の方 ● Edgeをご使用の方 ● Chromeをご使用の方
● Firefoxをご使用の方

1. Internet Explorerをお使いの場合(Windows)

● 1. Internet Explorerを表示し、「インターネット オプション」をクリック。

「ポップアップブロックを解除する」画面の手順に従って、
ポップアップブロックを解除してください。

ポップアップブロックとは、ブラウザの表示中に、広告や通知など別のウィンドウが表示されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには、機能を無効にしておく必要があります



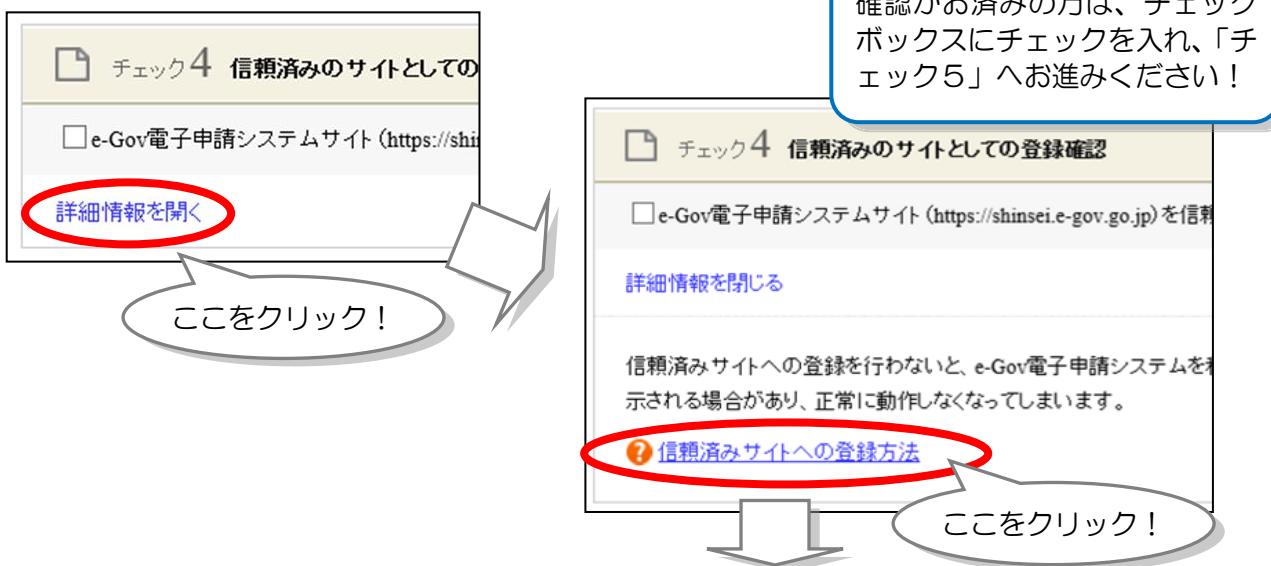
詳しくは、上記の「ポップアップブロックを解除する」画面をご参照ください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)



チェック4 信頼済みのサイトとしての登録確認

次に、「チェック4 信頼済みのサイトとしての登録確認」を表示します。「詳細情報を開く」のリンクをクリックして、ブラウザの設定を行ってください。



The screenshot shows the 'e-Gov' homepage with a navigation bar and a breadcrumb trail: ホーム > e-Govへ ループ > e-Gov電子申請システムご利用ガイド > e-Gov電子申請システムご利用の流れ > e-Gov電子申請システムの利用準備をする > 利用環境の確認・準備 > 信頼済みサイトへの登録.

A large callout box on the left side of the page contains the text: 'Please follow the steps in the "Registration at a Trust Site" screen to register the e-Gov Electronic Application System site as a trusted site.'

Below this, another callout box contains the text: 'A "trust site" is a website that does not cause damage to computers or files even if it is displayed. It is a homepage that does not require security measures. Please register it as a trusted site.' It includes a lightbulb icon.

The right side of the page displays two guides:

- 1. Internet Explorer11を表示し、「インターネットオプション」をクリックします。**

Internet Explorer11を立ち上げて、上部の右にある歯車のアイコンをクリックし、メニューから「インターネットオプション」をクリックします。
⇒「インターネットオプション」画面が表示されます。
- 2. セキュリティタブをクリックします。**

「セキュリティ」をクリック後、「信頼済みサイト」をクリックします。
⇒信頼済みサイトについての画面が表示されます。



詳しくは、上記の「信頼済みサイトへの登録」画面をご参照ください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>



チェック5 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

最後に、「チェック5 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認」を表示します。無料の電子申請アプリケーションをインストールしてください。

The diagram illustrates the process of confirming and installing the e-Gov electronic application. It consists of three main parts:

- Left Panel:** Shows a window titled "Check 5 e-Gov Electronic Application". It contains a checkbox labeled "e-Gov Electronic Application Installation" and a button labeled "Open Detailed Information". A red circle highlights the "Open Detailed Information" button, and a callout bubble says "Click here! (ここをクリック！)".
- Right Panel:** Shows a window titled "Check 5 e-Gov Electronic Application Confirmation". It contains a checkbox labeled "e-Gov Electronic Application Installation Completed" and a button labeled "Close Detailed Information". Below these is a link: "e-Gov Electronic Application Installation Method". A red circle highlights this link, and a callout bubble says "Click here! (ここをクリック！)".
- Bottom Panel:** Shows the official e-Gov website at <http://www.e-gov.go.jp>. It features a search bar, navigation menu, and a main content area titled "e-Gov Electronic Application Installation Method". This section includes steps for download and installation, and a screenshot of the "InstallShield Wizard" setup window.

A large oval on the left side of the bottom panel points to the "Installation Method" section of the website, with the text: "The 'e-Gov Electronic Application Installation Method' screen is displayed in a step-by-step manner, so please download the installation file from there." (e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について画面は手順にしたがって、インストールファイルをダウンロードしてください。)



詳しくは、上記の「e-Gov 電子申請アプリケーションのインストール方法について」画面を参照してください。<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)



最後に



チェック項目の確認

これで、電子申請の準備ができました！もう一度チェックに漏れがないか確認し、実際の申請作業へ進みましょう。

e-Gov 電子申請システムのご利用ガイド > e-Gov電子申請システムご利用の流れ > e-Gov電子申請システムの利用準備をする

e-Gov電子申請システムの利用準備をする

e-Gov電子申請システムのご利用にあたって、事前準備が必要となります。

ご自分の環境が以下の項目を満たしているか、各項目をご確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。

すべてのチェックボックスにチェックが入るとe-Gov電子申請システムからの電子申請が可能になります。

チェック 1 パソコンの確認

ご利用のパソコンが動作確認環境を満たしている

判定結果 検出されたOS

OK お使いの環境は、そのままで、電子申請システムの設定ができます。
Windows 10

チェック 2 電子証明書の確認

電子証明書を取得している
(電子証明書を必要としない手続しか利用しない場合でもチェックを入れてください。)

チェック 3 ブラウザの設定確認

ポップアップブロックを解除している

チェック 4 信頼済みのサイトとしての登録確認

e-Gov電子申請システムサイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp>) を信頼済みのサイトに登録している

チェック 5 e-Gov電子申請アプリケーションの確認

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールしている

すべてのチェックボックスにチェックが入るとe-Gov電子申請システムからの電子申請が可能になります。
全ての利用準備が整い、電子申請を行な場合は、次の「電子申請手続検索」ボタンから検索してください。

電子申請手続検索 →

5つのチェックボックスに、すべてチェックがつきましたか？

ここから申請スタートです！
(15ページへお進みください)

出典：e-Gov ウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

実際に申請してみましょう！



事前準備のチェック完了後、そのまま申請する方

すべてのチェックボックスにチェックが入るとe-Gov電子申請システムからの電子申請が可能になります。全ての利用準備が整い、電子申請を行う場合は、次の「電子申請手続検索ボタン」から移動してください。

電子申請手続検索 →

14ページの画面の、
ここをクリック！

申請の名称を、ここ
に入力して検索！
(例:「保険関係成立」)

労働保険保険関係成立(保険)

申請名称を
クリックして
スタート！

e-Gov ウェブサイトの
トップページから申請する方

「e-Gov 電子申請」
をクリック！

「電子申請メニュー」
をクリック！

「申請（申請者・
代理人）」をクリック！

最初に電子申請を行なう際には、以下のリンクをご確認の上、事前準備をお願いします。

- 【電子申請手続検索】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/e-gov/search/search.html>
- 【労働保険保険関係成立】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/e-gov/tetuzuki/tetuzuki01.html>
- 【労働保険年度更新】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/e-gov/tetuzuki/tetuzuki02.html>

当ページでは、電子申請の仕組みについての電子申請ができる手順のうち、主に手順の電子申請に関するマニュアルを掲載しております。一覧より、目的に合ったマニュアルをご利用下さい。

電子申請の手順について

「成立手続」「概算保険料の申告手続」「年度更新」などに関する電子申請の操作は、それぞれのマニュアルを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

電子申請で届出できる項目一覧

労働保険の適用・徴収に関して、電子申請できる申請・届出は以下のとおりです。

申請・届出の名称	
1	労働保険事務組合労働保険料報奨金交付金申請書
2	労働保険事務組合一般拠出金報奨金交付申請書
3	労働保険継続事業一括認可・追加・取消申告書（続紙含む）
4	労働保険継続事業一括変更申請書／労働保険継続被一括事業名称・所在地変更届
5	労働保険等労働保険事務等処理委託解除届
6	労働保険一般拠出金代理人選任・解任届
7	労働保険概算保険料申告書（継続事業）
8	労働保険増加概算保険料申告書（継続事業）
9	労働保険確定保険料等申告書（継続事業）
10	労働保険概算・確定保険料等申告書（継続事業）
11	労働保険概算保険料申告書（有期事業）
12	労働保険増加概算保険料申告書（有期事業）
13	労働保険確定保険料等申告書（有期事業）
14	労働保険概算・確定保険料等申告書（継続事業）（事務組合）
15	保険料・一般拠出金申告書内訳
16	保険料申告書内訳（第2種特別加入保険料）
17	確定保険料算出内訳書（一人親方・家内労働者）（別紙含む）
18	一人親方継続者名簿
19	第3種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）
20	第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）
21	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
22	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（労働保険事務組合用）
23	労働保険労働保険料・一般拠出金還付請求書
24	口座振替納付書送付依頼書（新規）
25	口座振替納付書送付依頼書（変更）
26	口座振替納付書送付依頼書（解除）
27	労働保険保険関係成立届（継続）（事務処理委託届）
28	労働保険任意加入申請書（事務処理委託届）
29	労働保険保険関係成立届（継続）
30	労働保険保険関係成立届（有期）
31	労働保険名称、所在地等変更届
32	労働保険一括有期事業開始届（建設の事業）（別紙含む）
33	労働保険一括有期事業開始届（立木の伐採の事業）
34	労働保険下請人を事業主とする認可申請書（別紙含む）
35	労働保険任意加入申請書
36	労働保険保険関係消滅申請書
37	労働保険保険関係成立届（継続）（グループ申請）
38	労働保険名称、所在地等変更届（グループ申請）
39	労働保険一般拠出金代理人選任・解任届（グループ申請）

他社所有商標に関する表示について

Microsoft、Windows、Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、商標または商品名称です。

その他、記載されている会社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。

電子政府の総合窓口「e-Gov」に関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

【電話番号】

050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

■受付時間

〈4~7月〉

平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで

〈8~3月〉

平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで